

大津市介護保険料の徴収猶予又は減免にかかる取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、介護保険料の徴収猶予又は減免に関し、大津市介護保険条例（以下「条例」という。）第23条第1項第1号から第5号までの適用基準等を定める。

(徴収猶予の基準)

第2条 条例第23条第1項第2号から第4号までの規定を適用して介護保険料の徴収猶予を行う場合は、次のすべての要件に該当しなければならない。

(1) 徴収猶予を受けようとする者の属する世帯の生計を主として維持する者の当該年中の収入（見込額を含む）が、500万円以下であること。

(2) 徴収猶予を受けようとする者の属する世帯の生計を主として維持する者の当該年中の収入（見込額を含む）が、その者の前年中の収入の3分の2以下であること。

2 前項の収入とはすべての収入をいい、非課税収入及び生命保険金等を含む。

3 第1項の収入が事業収入又は不動産収入等である場合は、それぞれの所得を収入と読み替える。

(徴収猶予の方法)

第3条 介護保険料の徴収猶予を行う場合において、その者の介護保険料の納付方法が特別徴収であるときは、特別徴収を停止して普通徴収に変更する。

2 徴収猶予を決定した普通徴収の介護保険料は、1年以内の期間を限って分割納付の取扱いとすることができる。

(徴収猶予の申請方法)

第4条 介護保険料の徴収猶予を受けようとする者は、徴収猶予を必要とする理由を記した申請書を市長あて提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、徴収猶予を必要とする理由を証明する書類の添付を求めることができる。

(災害等による減免の場合の基準等)

第4条の2 条例第24条第1項において適用する条例第23条第1項第1号の規定により介護保険料の減免を行う場合は、以下の取扱いとする。

(1) 保険料を減免することができる期間は、災害等が発生した日の属する月から1年以内とする。

(2) 保険料の減免の内容は、前号の期間について、災害等による被害の状況を勘案し、次のとおりとする。

ア 全壊、全焼の場合 全額免除

イ 大規模半壊、半壊、半焼、床上浸水の場合 2分の1免除

(減免の基準 1)

第5条 条例第24条第1項において適用する条例第23条第1項第2号から第4号までの規定により介護保険料の減免を行う場合は、次のすべての要件に該当しなければならない。

- (1) 減免を受けようとする者の属する世帯の生計を主として維持する者の当該年中の収入（見込額を含む）が、350万円以下であること。
- (2) 減免を受けようとする者の属する世帯の生計を主として維持する者の当該年中の収入（見込額を含む）が、その者の前年中の収入の2分の1以下であること。ただし、前年中の収入に臨時的な収入（譲渡所得等）が含まれている場合は、この部分を除いて前年中の収入を算定する。
- (3) 減免を受けようとする者が、その世帯の生計を主として維持する者以外である場合は、その世帯全員の当該年中の収入（見込額を含む）が、その世帯全員の前年中の収入の3分の2以下であること。ただし、前年中の収入に臨時的な収入（譲渡所得等）が含まれている場合は、この部分を除いて前年中の収入を算定する。
- (4) 減免を受けようとする者、及びその者の属する世帯の生計を主として維持する者が、いずれも自己の居住用以外の不動産を所有していないこと。
- (5) 減免を受けようとする者、及びその者の属する世帯の生計を主として維持する者が、いずれも100万円を超える預貯金及び有価証券を保有していないこと。
- (6) 減免を受けようとする者が、税法上、その者の属する世帯以外の者に扶養されていないこと。

2 前項第1号から第3号までに規定する収入とはすべての収入をいい、非課税収入及び生命保険金等を含む。

3 第1項の収入が事業収入又は不動産収入等である場合は、それぞれの所得を収入と読み替える。

(減免の基準 2)

第6条 条例第24条第1項において適用する条例第23条第1項第5号により、介護保険料を減免することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 被保険者が、刑事施設等に拘禁された場合
- (2) 被保険者が、住民登録を抹消せずに出国した場合

(減免の方法)

第7条 第5条の減免の基準を適用して行う介護保険料の減免は、その年度の保険料段階の変更をもって行う。

(減免の内容 1)

第8条 条例第24条第1項において適用する条例第23条第1項第2号から第4号までの規定により行う介護保険料の減免の内容は、次のとおりとする。

(1) 所得段階第4段階の区分以上にある者 保険料段階を2段階引下げ、決定済保険料との差額を免除する。

(2) 所得段階第3段階及び第2段階の区分にある者 保険料段階を第1段階の区分とし、決定済保険料との差額を免除する。

(減免の内容2)

第9条 条例第24条第1項において適用する条例第23条第1項第5号の規定により行う介護保険料の減免の内容は、次のとおりとする。

(1) 第6条第1号の場合 収監等された日の属する月から退所した日の属する月の前月までの保険料を免除する。

(2) 第6条第2号の場合 出国日の属する月から入国日の属する月の前月までの保険料を免除する。

(減免申請の方法)

第10条 介護保険料の減免を受けようとする者は、申請書に減免を必要とする理由を記し、次の各号の区分に応じてその理由を証明する書類を添付して市長あて提出しなければならない。

(1) 条例第24条第1項において適用する条例第23条第1項第1号により減免を受ける場合
罹災証明書等

(2) 条例第24条第1項において適用する条例第23条第1項第2号から第4号までの規定により減免を受ける場合 診断書、離職証明書等事由を証する書面、減免を受けようとする者及びその者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年及び当該年中の収入等（見込額を含む）の申告書、及び預貯金の通帳等の写し、並びに不動産及び有価証券の保有状況の申告書

(3) 第6条第1号の場合 在所証明書等

(4) 第6条第2号の場合 旅券の写し又は出入国証明書

(減免にかかる特例措置)

第11条 条例第24条第1項において適用する条例第23条第1項第3号の規定により介護保険料の減免を行う場合（ただし、失業を原因とする場合に限る）において、減免を受けようとする者の属する世帯の生計を主として維持する者が非自発的失業に該当する場合は、当分の間、第5条の規定にかかわらず第8条の減免の内容を適用することができる。この場合、非自発的失業とは、被用者であった者が自己都合によらず離職したことをいう。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成27年6月1日から施行する。

(大津市介護保険料の減免にかかる取扱要領等の廃止)

第2条 次に掲げる取扱要領は廃止する。

- (1) 大津市介護保険料の減免にかかる取扱要領（平成21年4月1日施行）
- (2) 大津市介護保険料の徴収猶予又は減免にかかる取扱要領（平成21年11月1日施行）
- (3) 大津市介護保険料の徴収猶予又は減免にかかる取扱要領（平成22年4月20日施行）

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成29年度以前の年度分の減免については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和2年6月1日から施行し、改正後の規定は、令和2年2月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和3年6月1日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和4年6月1日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 令和 4 年度以前の年度分の減免については、なお従前の例による。